

二十六年である場合には、平成二十六年前期と平成二十六年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。」を加え、「（同項）を「（第一項）に、「第一項の」を「同法第四十一条第一項の」に、「同項」を「第一項」に、「おける同条第一項」に改め、同条第五項中「他の住宅取得等」を「再取得等以外の住宅取得等」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第十項」に改め、「又は特定増改築等」の下に「（以下この項において「他の増改築等」という。）」を加え、「当該特定増改築等」を「当該他の増改築等」に、「第四項」を「第五項」に、「第一項の」を「同法第四十一条第一項の」に、「同項」を「第一項」に改め、「及び第三項」の下に「並びに同条第二項、第六項及び第十項並びに同法第四十一条の二第一項並びに第四十一条の三の二第一項、第五項、第十項及び第十二項」を加え、「当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額（当該他の住宅借入金等の金額のうちに、同法第四十一条第三項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する特例住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該特例住宅借入金等の金額又は当該特例住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とし、同法第四十一条第五項の規定により同条又は同法第四十一条

の二の二の規定の適用を受ける場合における同項に規定する認定住宅借入金等の金額が含まれるときは、当該認定住宅借入金等の金額又は当該認定住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額とする。）又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額について、同法第四十一条の二の規定に準じて政令で定めるところにより計算した金額」を「当該再建特例適用年の十二月三十一日における当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき、再建住宅借入金等の金額と他の住宅借入金等の金額又は他の増改築等住宅借入金等の金額とに区分をし、当該区分をした当該再建住宅借入金等の金額及び当該他の住宅借入金等の金額又は当該他の増改築等住宅借入金等の金額ごとに次の各号の規定によりそれぞれ計算した当該各号に掲げる金額の合計額」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該再建特例適用年における同法第四十一条第一項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

第十三条の二第五項に次の各号を加える。

- 一 当該再建住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分をし、当該区分をした居住年に係る住

宅の再取得等に係る再建住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ第一項の規定に準じて計算した金額の合計額

二 当該他の住宅借入金等の金額につき異なる再取得等以外の住宅取得等（当該異なる再取得等以外の住宅取得等のうちに租税特別措置法第四十一条の二第三項に規定する居住日が同一の年に属する再取得等以外の住宅取得等（以下この号において「同一年住宅取得等」という。）がある場合には、当該同一年住宅取得等を一の再取得等以外の住宅取得等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の取得等ごとに一の再取得等以外の住宅取得等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした再取得等以外の住宅取得等に係る他の住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額

イ 租税特別措置法第四十一条第六項に規定する特例住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。） 当該特例住宅借入金等の金額につき同項前段の規定に準じて計算した金額

ロ 租税特別措置法第四十一条第十項に規定する認定住宅借入金等の金額（同項の規定により同条又

は同法第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号及び次項第二号において同じ。） 当該認定住宅借入金等の金額につき同法第四十一条第十項の規定に準じて計算した金額

ハ イ及びロに掲げる他の住宅借入金等の金額以外の他の住宅借入金等の金額 当該他の住宅借入金等の金額につき租税特別措置法第四十一条第二項の規定に準じて計算した金額

三 当該他の増改築等住宅借入金等の金額につき異なる他の増改築等（当該異なる他の増改築等のうちに租税特別措置法第四十一条の三の二第十四項に規定する居住日が同一の年に属する他の増改築等（以下この号において「同一年住宅増改築等」という。）がある場合には、当該同一年住宅増改築等を一の他の増改築等（同項各号に掲げる場合には、当該各号に定める区分をした住宅の増改築等ごとに一の他の増改築等）とする。）ごとに区分をし、当該区分をした他の増改築等に係る他の増改築等住宅借入金等の金額の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額の合計額（当該他の増改築等住宅借入金等の金額の全てが当該居住日の属する年が平成十九年から平成二十五年までの各年である他の増改築等に係るものである場合において、当該合計額が同条第十一項第一号に定める金額を超えるときは、当該金額）

イ 租税特別措置法第四十一条の三の二第二項に規定する増改築等住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。） 当該増改築等住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

ロ 租税特別措置法第四十一条の三の二第五項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額（同項の規定により同法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けるものに限る。以下この号において同じ。） 当該断熱改修住宅借入金等の金額につき同項の規定に準じて計算した金額

第十三条の二第七項中「同条第十七項」を「同条第二十四項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前項ただし書の控除限度額は、居住者が同項に規定する再建特例適用年において有する租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等の金額の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額のうち最も多い金額とする。

- 一 再建住宅借入金等の金額 第四項に規定する控除限度額
- 二 認定住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第二号に定める金額

三 前項第二号ハに掲げる他の住宅借入金等の金額 租税特別措置法第四十一条の二第二項第三号に定める金額

第十七条の見出しを「（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に改め、同条第一項中「規定する法人」を「掲げる法人」に、「当該各号に掲げる事実」を「再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実」に、「第五十九条第二項」を「第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項」に、「同項中」を「同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第十七条第一項各号」を「震災特例法第十七条第一項」に、「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「」に掲げる事実」を「」に規定する政令で定める事実」に、「同項第一号」を「同法第五十九条第二項」に、「債権」を「事実」に、「債権」を「事実又は」に、「第十七条第一項各号に掲げる事

実にあつては、当該各号に規定する債権」を「第十七条第一項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第三号中「第二十五条第三項又は第三十三条第四項」とあるのは「第二十五条第三項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第四項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第一号中「第二十条第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を「第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった法人」に改め、同項第二号中「について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を削り、同条第二項中「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「同条第二項」を「同条第三号」に、「第五十九条第二項」と、「除く」とあるのは「除き、」を「第五十九条第二項（」に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「第五十九条第三項」を「含む、第五十九条第二項第三号」に、「次条第二項」と、「場合を除く」とあるのは「場合を除き、」を「次条第二項（」に、「含む」と、「同条第三項」とあるのは「次条第三項」を「含む、次条第二項第三号」に改める。

第十七条の二第一項の表の第一号中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「第四十二条の十二」の下に「、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四」を加え、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「、第四十二条の十一及び第四十二条の十二」を「及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項並びに」と、同法第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 第一項又は第五項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適

用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第一項若しくは第五項の規定」とする。

第十七条の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「一、二又は三」に、「同日」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に改め、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない」を削り、「いう。」を「いう。」でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないものを「に改め、同条第二項中「第十八条」を「第二十六条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「同日」を「同日又は同法第四条第四号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日」に、「その製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのない特定機械装置等」を「特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用（居住の用を含む。）に供されたことのないもの」に改め、「第四十二条の十二」の下に「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第

五項、第四十二条の十二の四」を加え、同条第四項中「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に改め、同条第六項各号中「前条」を「前二条」に改め、同条第七項中「前条第七項」を「第十七条の二第七項」に、「次条第一項」を「第十七条の二の三第一項」に、「次条第四項」を「第十七条の二の三第四項」に、「第二十五条の二の二第二項」を「第二十五条の二の三第二項」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第四十二条の十一及び第四十二条の十二」を「及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四まで」に、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四」に、「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「及び第四十二条の九第一項」を「第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二第二項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項並びに」と、同法第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の三第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の四第一項」

に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十七条の二の二第二項」を「第十七条の二の三第二項」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の三第一項の規定」とする。

第十七条の二の二を第十七条の二の三とする。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二 法人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、同条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立

地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後五年を経過する日までの期間（当該期間内に当該企業立地促進区域の変更がある場合には、政令で定める期間。次項において「対象期間」という。）内に、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことをないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該法人の同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業（以下この項及び次項において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）の用に供した場合には、当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。次項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等が機械及び装置である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額から普通償却限度額を控除した金

額に相当する金額をいい、当該特定機械装置等が建物及びその附属設備並びに構築物である場合にあっては当該特定機械装置等の取得価額の百分の二十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 法人で福島復興再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者に該当するものが、企業立地促進区域に係る対象期間内に、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該企業立地促進区域内において当該法人の避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の所得に対する法人税の額（この項及び次項、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の四、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項において同じ。）から当該避難解除等区域復興再生推進事業の用に供した当

該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額（以下この項及び第四項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額（前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前四年以内に開始し

た各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度（以下この項において「四年以内連結事業年度」という。）とし、当該事業年度まで連続して確定申告書の提出（四年以内連結事業年度にあつては、当該法人又は当該法人に係る連結親法人による連結確定申告書の提出）をしている場合の各事業年度又は四年以内連結事業年度に限る。）における税額控除限度額（当該法人の四年以内連結事業年度における第二十五条の二の二第二項に規定する税額控除限度額（当該法人に係るものに限る。以下この項において「連結税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（連結税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額（既に同条第三項の規定により四年以内連結事業年度において法人税の額から控除された金額のうち当該法人に係るものを含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。

6 第一項から第三項までの規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 前条の規定

二 前条の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三 前条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

7 前条第七項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項及び第九項の規定は第二項の規定を適用する場合について、同条第十項及び第十一項の規定は第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第七項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「次条第一項に規定する特定機械装置等」と、同条第八項中「第一項の表の各号の第五欄に掲げる減価償却資産」とあるのは「当該特定機械装置等」と、同条第十項中「第四項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第二項」とあるのは「第二十五条の二の二第二項」と、同条第十一項中「第四

項」とあるのは「次条第四項」と、「第二十五条の二第三項」とあるのは「第二十五条の二の二第三項」と読み替えるものとする。

8 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第一項の規定」とする。

9 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項若しくは第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、

「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

10 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一から第四十二条の十二の四までの規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十一第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災

特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二第一項中「第五項並びに」とあるのは「第五項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項並びに」と、同法第四十二条の二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」と、同法第四十二条の十二の四第一項中「前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七条の二の二第二項及び第三項」とする。

11 第五項から前項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の三第一項中「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「前二条」を「前三条」に改め、同項第四号中「第四十二条の十二」の下に「又は第四十二条の十二の四」を加え、同条第六項中「及び第

四十二条の十一」を「、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の三」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「及び第四十二条の九第一項」を「、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二の三第二項」に改める。

第十七条の三の二の見出し中「避難解除区域」を「避難解除区域等」に改め、同条第一項中「第十九条」を「第二十七条」に、「避難解除区域」を「避難解除区域等」に、「から二まで」を「、ロ、二又はホ」に、「同日以後三年」を「同日又は同号ハに掲げる指示が解除された日のいずれか遅い日以後三年」に、「規定する指示」を「規定する避難指示」に、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「又は第十七条の二の二」を「から第十七条の二の三まで」に改め、同項第四号中「前条」を「前二条」に改め、同項第五号中「第四十二条の十二」の下に「又は第四十二条の十二の四」を加え、同条第三項中「前条第三項」を「第十七条の三第三項」に、「次条第一項」を「第十七条の三の三第一項」に改め、同条第四項中「第十七条の三の二第一項（避難解除区域）」を「第十七条の三の三第一

項（避難解除区域等）に改め、同条第五項中「及び第四十二条の十一」を「第四十二条の十一、第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の三」に、「第四十二条の十二」を「第四十二条の十二の四」に、「第十七条の三の二」を「第十七条の三の三」に、「及び第四十二条の九第一項」を「第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二第二項」に、「第四十二条の十一第二項」を「第四十二条の十二の三第二項」に改め、同条を第十七条の三の三とする。

第十七条の三の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二 福島復興再生特別措置法第二十四条に規定する提出企業立地促進計画（以下この項において「提出企業立地促進計画」という。）の同法第十八条第四項の規定による提出のあった日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域（同条第二項第二号に規定する企業立地促進区域をいう。以下この項において同じ。）に該当する同号に規定する避難解除区域等に係る同法第四条第四号イからホまでに掲げる指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後三年を経過する日まで

の期間（当該期間内における当該企業立地促進区域の変更により新たに企業立地促進区域に該当するこ

となる区域については、政令で定める対象期間）内に同法第二十条第三項の認定を受けた法人が、当該認定を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（当該法人が同条第四項に規定する認定事業者に該当しないこととなった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内に所在する同法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同号に規定する避難指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第四十二条の十二の二第二項、第四十二条の十二の三第二

項、第三項及び第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 第十七条の二から第十七条の三までの規定

二 第十七条の二から第十七条の三までの規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三 第十七条の二から第十七条の三までの規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四 前条の規定

五 租税特別措置法第四十二条の十二又は第四十二条の十二の四の規定

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業

立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九、第四十二条の十一、第四十二条の十二の二及び第四十二条の十二の三の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の十二の四並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十一第二項及び第四十二条の十二の二第二項中「第四十二条の十二の四」とあるのは「第四十二条の

十二の四並びに震災特例法第十七条の三の二」と、同法第四十二条の十二の三第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三の二」とする。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の四第一項中「並びに前二条」を「第十七条の二の三第二項及び第三項並びに前三条」に、「震災特例法第十七条の三第一項の規定及び」を「震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定、」に、「規定を含む」を「規定及び震災特例法第十七条の三第一項の規定を含む」に、「とし、震災特例法第十七条の三第一項」を「とし、震災特例法第十七条の二の三第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項」に、「控除した金額とする」を「控除した金額とし、震災特例法第十七条の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「第十七条の三並びに第十七条の二の三第二項及

び第三項並びに第十七条の三から第十七条の三の三まで」に、「第四十二条の十一第三項」を「第四十二条の十二の三第三項」に、「若しくは第十七条の二の二第三項」を「第十七条の二の二第三項若しくは第十七条の二の三第三項」に、「第四十二条の四の二第八項各号」を「第四十二条の五第四項」に、「含む。」を「該当するもの」に、「若しくは第十七条の二の二第四項」を「第十七条の二の二第四項若しくは第十七条の二の三第四項」に、「第六十八条の十五の三第一項各号」を「第六十八条の十五の六第一項各号」に改める。

第十七条の五第一項中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に改め、同条第四項中「及び第二項又は第五項」を削り、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の五の規定」とする。

第十八条に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の規定」とする。

第十八条の三第一項中「の規定により同法」を「（福島復興再生特別措置法第六十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により東日本大震災復興特別区域法」に、「第五十一条」を「第六十四条」に、「第五十二条」を「第六十五条」に改め、同条第二項第二号イからハまでの規定中「又は第十七条の二の二」を「から第十七条の二の三まで」に改め、同号二中「又は第十七条の三の二」を「から第十七条の三の三まで」に改める。

第十八条の四第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定の適用については、同条第三項第二号イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「規定」とあるのは「規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十八条の四の規定」とする。

第十八条の五第一項中「第十七条の二の二第二項」の下に「第十七条の二の三第一項」を、「第二十条の二の二第一項」の下に「第二十五条の二の三第一項」を加える。

第十八条の六第一項中「第十七条の二の二第二項」の下に「第十七条の二の三第一項」を加える。

第十八条の七第一項中「第十七条の二の二」を「から第十七条の二の三まで」に改める。

第二十五条の見出しを「（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）」に改め、同条第一項中「規定する連結法人」を「掲げる連結法人」に、「当該各号に掲げる事実」を「再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実」に、「個別損金額」を「個別益金額又は個別損金額」に、「第五十九条第二項」を「第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項」に、「同項中」を「同法第二十五条第三項中「政令で定める事実」とあるのは「政令で定める事実又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同法第三十三条第四項中」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第一号において「震災特例法」という。）第二十五条第一項各号」を「震災特例法第二十五条第

一項」に、「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、〇に掲げる事実」を〇に規定する政令で定める事実」に、「同項第一号」を「同法第五十九条第二項」に、「債権」を「事実」に、「債権」を「事実又は」に、「第二十五条第一項各号に掲げる事実にあつては、当該各号に規定する債権」を「第二十五条第一項（被災連結法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）に規定する政令で定める事実」と、同項第三号中「第二十五条第三項又は第三十三条第四項」とあるのは「第二十五条第三項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第三十三条第四項（震災特例法第二十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」に改め、同項第一号中「第二十二條第一項に規定する買取決定に係る債権の債務者である連結法人について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を「第十九条第四項に規定する支援決定の対象となつた連結法人」に改め、同項第二号中「について債務処理に関する計画が策定されたこと。」を削り、同条第二項中「あつた場合の欠損金の損金算入」を「ある場合の評価損益等」に、「除く。」又は同条第三項」を「同項第三号」に改め、「除き、」を削り、「含む。」又は第五十九条第三項」を「含み、第五十九条第二項第三号」に改める。